



JAPAN LEGAL UPDATE

Labor

厚労省、経団連等の使用者団体に無期転換ルールへの円滑な導入に向けた取組の要請

有期契約労働者の雇用安定を図るために導入された労働契約法第18条「無期転換ルール」の施行から、平成30年4月1日で5年が経過することになり、無期転換の申込みが本格化します。そこで、厚労省は、経団連等の使用者団体に対し、「無期転換ルールへの円滑な導入に向けた取組に関する要請」を行っています。同ルールの概要は次のとおりです。

1. 要件

- (1) 同一の利用者との間で締結された2以上の有期労働契約の通算契約期間が5年を超えること
- (2) 無期転換申込権を有する労働者が、通算契約期間が5年を超えることになる有期労働契約期間満了日までに無期労働契約締結の申込みをすること

2. 効果

無期転換申込権を有する労働者が、同申込権を行使した場合、従前の有期労働契約の期間満了日の翌日から当該労働者・使用者間に無期労働契約が成立します。当該無期労働契約の労働条件は、労働協約、就業規則又は労働契約による「別段の定め」のない限り、従前の有期労働契約の労働条件と同一になります。

無期転換ルールへの対応の検討には一定の時間を要することから、各使用者においては、関係規程の整備等、同ルールへの円滑な対応に向けた取組を早急に進める必要があります。また、取組に際しては、無期転換申込権の発生前に雇止めをした場合、雇止めが無効とされるリスクも存する点に注意が必要です。

Privacy

個人情報漏えいに関する最高裁判決

通信教育事業者が保有していた個人情報（氏名、生年月日、住所及び電話番号等）の漏えいにより精神的苦痛を被ったことを理由として当該個人情報の本人が当該通信教育事業者を相手に提起した損害賠償請求事件において、最高裁判所（第二小法廷）は、平成29年10月23日、原告の損害賠償請求を棄却した原審（大阪高等裁判所）の判決を破棄し、原告のプライバシーの侵害を認めた上で、被告の過失の有無並びに原告の精神的損害の有無及びその程度等について更に審理を尽くさせるため、事件を原審に差し戻す旨の判決（以下「本判決」といいます。）を下しました。

個人情報の漏えい事件においてプライバシー権侵害を理由に本人の損害賠償請求を認めた裁判例は過去にいくつかあり、その中には、個人情報の悪用等による迷惑行為や財産的損害の立証がなくとも、不安感等の精神的苦痛に基づく5000円から1万円程度の損害を認めた例もありました。これに対し、本件の原審は、不快感や不安のみでは損害の根拠として十分ではないという判断を示しましたが、本判決はこれを覆し、不快感や不安といった精神的苦痛も個人情報の漏えい事件において損害と認められる可能性を示しました。

ビッグデータやIoTを含むテクノロジーの普及により、企業が大量の個人情報を取り扱う機会は今後飛躍的に増大するものと予想され、個人情報の漏えいによる潜在的責任が巨額に上るリスクを否定できません。日本において個人情報を取り扱う企業は、本判決及びその差戻し審の帰趨を注視し、個人情報の漏えい事件が自社に及ぼす経済的インパクトの可能性やその対応策について改めて検討することが推奨されます。

IP

音楽的要素のみからなる音商標の初めての登録 平成26年の商標法改正により、特許庁は、音や色彩からなる商標など、新しいタイプの商標の出願を平成27年4月1日から受け付けていましたが、この度、メロディー、ハーモニー、リズム又はテンポ、音色等の音楽的要素のみからなる音商標（言語的要素を含まない音商標）について初めて登録を認める旨の判断をしました。特徴的な音の標章を使用する事業者にとり、このような商標の登録は、ブランド力向上の手段として検討に値します。

Disputes

民事執行法の改正に関する中間試案 平成29年9月8日、法制審議会民事執行法部会は、民事執行法の改正に関する中間試案（以下「中間試案」といいます。）を取りまとめ、パブリック・コメントに付しました（同年11月10日まで）。[2016年10月号](#)でも触れているとおり、差押えが事実上困難である預貯金について、金融機関が債務者の口座情報を回答する制度が新設されるのが注目されていたなかで、中間試案では、債権者の申立てに応じて執行裁判所が金融機関に対し、債務者の預貯金債権の有無に加え、当該預貯金債権に対する差押命令の申立てに必要な事項まで取得することができる制度を設けること、及び、その手続きについては、同法の財産開示手続と同様の手続きとすることが明記されました。パブリック・コメントの手続を経て、中間試案がどのような内容の法律要綱としてまとめられるか、引き続き法制審議会における審議の行方が注目されます。

General

住宅宿泊事業法の施行日決定 平成29年10月27日、住宅宿泊事業法の施行期日を定める政令が公布され、同法が平成30年6月15日から施行されることとなりました。同法の詳細については、[2017年7月号](#)をご参照ください。